

日本鉱物科学会会長、副会長、評議員候補者の推薦について

会長・副会長候補者推薦委員会 委員長 榎並正樹
選挙管理委員 外田智千、鈴木 庸平

会則 9 条, 14 条, 15 条, 16 条ならびに選挙内規に基づき, 日本鉱物科学会会長, 副会長そして評議員 10 名の改選を行います。

つきましては会長, 副会長, 評議員候補者の推薦を次の要領で受け付けますので, 選挙内規を踏まえて期日までに推薦をお願いします。なお, 任期は会則により以下の通りです。

会長, 副会長:

定例総会終了直後(平成 26 年 9 月 18 日予定)から 2 年後の定例総会終了時(平成 28 年 9 月予定)まで
評議員:

定例総会終了直後(平成 26 年 9 月 18 日予定)から 3 年後の定例総会終了時(平成 29 年 9 月予定)まで
投票開始は 7 月 1 日, 投票締切日は 7 月 31 日を予定しています。

候補者推薦案内 website : http://jams.la.cocan.jp/yakuin_suisen.html

1. 会長, 副会長候補者の推薦要領

会長と副会長候補者の推薦は, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の 5 名以上の連名で, **平成 26 年 3 月 31 日(月)までに**, 日本鉱物科学会事務局内「会長・副会長候補者推薦委員会」宛推薦書を提出する。なお, 必ず候補者本人の承諾を得るものとし, 書面には, 推薦者(5 名以上)の氏名, 所属, 連絡先と, 会長および副会長候補者の氏名, 所属, 研究分野を必ず明記すること。

2. 評議員候補者の推薦要領

評議員候補者の推薦は, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の 3 名以上の連名で, 当該年度の**第 2 回定例評議員会(今年度は平成 26 年 4 月 30 日(水) 18:45~20:30)までに**, 日本鉱物科学会事務局内「選挙管理委員会」宛推薦書を提出する。なお, 必ず候補者本人の承諾を得るものとし, 書面には推薦者(3 名以上)の氏名, 所属, 連絡先と評議員候補者の氏名, 所属, 研究分野を必ず明記すること。

推薦書送付先: 980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3
東北大学理学部内 日本鉱物科学会事務局内
会長・副会長候補者推薦委員会 宛
又は 選挙管理委員会 宛
E-mail: KYL04223@nifty.ne.jp

3. 次の会員は平成 26 年度も評議員として任期があるので, 評議員候補者としての今回の推薦は無効である。

平成 26 年度, 27 年度継続評議員:

安東淳一, 池田 剛, 大和田正明, 河上哲生, 川本竜彦,
土屋範芳, 平賀岳彦, 宮脇律郎, 柳澤教雄, 吉朝 朗

平成 26 年度継続評議員:

赤坂正秀, 石渡 明, 榎並正樹, 片山郁夫, 木村純一,
土山 明, 廣井美邦, 本間 寿, 宮嶋 敏, 塚本尚義

4. 次の会員は平成 25 年度で評議員としての任期が満了となるので, 会則第 16 条 1 項「任期満了後 1 年を経なければ評議員に再選されない」による再任禁止規定により, 評議員候補者としての今回の推薦は無効である。

平成 25 年度任期満了評議員:

奥山康子, 小澤一仁, 大藤弘明, 鍵 裕之, 佐藤 努,
角替敏昭, 伴 雅雄, 平島崇男, 宮島 宏, 森下知晃

日本鉱物科学会選挙内規

- この選挙内規は日本鉱物科学会の会長・副会長および評議員の選挙手続きなどを規定する。
- 第1項に規定する会長・副会長の選挙は隔年7月、評議員の選挙は毎年7月に行う。その執行・管理は選挙管理委員会が行う。
- 選挙管理委員会は2名以上の正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員によって構成される。その委員は毎年3月末日までに評議員会において選出され、会長により委嘱される。委員の任期は選出された日から翌年の定例総会の日までとする。
- 毎年3月31日現在において会員名簿原簿に記載されている正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員は、次年度の会長・副会長および評議員選挙の被選挙権を有し、改選の年の5月末日現在の正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員は選挙権を有する。
- 会長・副会長候補者の推薦は次の方法により行われる。
 - 次期会長・副会長候補者の推薦を目的とした会長・副会長候補者推薦委員会を設ける。この委員会は評議員会で選出され、会長により委嘱された5名の正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員によって構成される。委員の任期は選出された日から翌年の定例総会の日までとする。委員長は委員による互選とし、評議員会に報告、会長がこれを委嘱する。
 - 正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員は5名以上により会長・副会長適任者を会長・副会長候補者推薦委員会に推薦することができる。
 - 会長・副会長候補者推薦委員会は、被選挙権を有する正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員の中から、本人の承諾を得て、1名以上を次期会長候補者および2名以上を副会長候補者として選定する。
 - 会長・副会長候補者推薦委員会は、評議員会での承認を経て上記の次期会長・副会長候補者を、改選の年の第2回定例評議員会終了後に選挙管理委員会に書面で届け出なければならない。
 - 次期会長・副会長候補者が以下の評議員候補者と重複することを妨げない。
- 評議員候補者は正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員3名以上により、本人の承諾を得て、原則的には当該年度の第2回定例評議員会までに選挙管理委員会に推薦された者とする。
- 投票はWEB投票と郵送による投票とし、いずれも投票期間は7月中とする。WEB投票とは、指定の投票WEBサイトから電子メールで選挙管理委員会に投票が送信されることをいう。郵送による投票は、会員名簿原簿に電子メールアドレスが未登録の者に限り、上記4項の会員に限り、7月に配布される投票用紙で郵送投票することをいう。
- WEB投票の場合、選挙管理委員会は、指定のWEBサイトに会長・副会長および評議員候補者の氏名、所属、研究分野を明記した投票画面を登載する。会員名簿原簿に電子メールアドレスが登録されている上記4項の会員は、画面の説明に従い投票すること。なお、WEB投票は次の条項のすべてを満たしたものを有効と認める。(a)指定のWEBサイトからの投票であること。(b)WEB投票画面に必須入力の名、住所、電子メールアドレスが入力されていること。(c)会長・副会長に対しては単記、評議員に対しては規定数以内の連記 (d) 必須入力以外の文字や記号を入力しないこと。(e)投票締め切り日まで投票電子メールが選挙管理委員会に届いたものであること。
- 郵送による投票の場合には、選挙管理委員会は、会長・副会長および評議員候補者の氏名、所属、研究分野を明記した本会印のある投票用紙と投票用返信用封筒を上記7項記載の該当者に配布する。なお、次の条項のすべてを満たしたものを有効と認める。(a)郵送された規定の投票用紙であること。(b)選挙管理委員会行返信用封筒に住所、氏名が記入されていること。(c)会長・副会長に対しては単記、評議員に対しては規定数以内の連記であること。(d)必要以外の文字や記号などを記入していないこと。(e)投票締め切り日までに選挙管理委員会が受け取ったものであること。
- 選挙管理委員会は投票締め切り後、速やかに、選挙管理委員会が委嘱した若干名の正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員の立ち会いの下に開票を行う。
- 当選者の決定は次の方法による。
 - 会長・副会長は有効得票数の最も多い者を当選者とする。開票の結果、得票数が同じ場合は年長者を当選とする。候補者が1名の場合には、有効得票数の過半数をもって当選とする。
 - 評議員会には、小中高等学校教育職および民間会社からそれぞれ必ず1名以上が含まれるようにする。これらの種別に対応する非改選の評議員がいない場合には、これらの種別毎に有効得票数のもっとも多い者各1名を選び、残りを一括して有効得票数の多い者の順に必要な数を満たすまで選ぶ。開票の結果、同一得票を生じた場合には、先ず女性、次に年少者を当選者として優先する。
- 当選者は総会で報告ののち、会誌または適切な方法で会員に通知する。
- 評議員に欠員を生じた場合には、次年度の定例選挙に含めて補欠選挙を行う。補欠当選者の決定は次の順位による。(a)まず定例選挙の当選者を決める。(b)次にその補欠数に応じて定例選挙における次点者より順次補欠当選者を決める。補欠当選者の任期は、前任者残りの期間とする。
- 会長あるいは副会長が評議員と重複した場合(上記5項(5)による重複候補者が重複当選した場合も含む)には、会長あるいは副会長は自動的に評議員でなくなる。この場合、評議員の補欠はその年度の定例選挙の当選者決定後、次点者より補充する。補欠当選者の任期は前任者の残りの期間とする。
- この選挙内規の改正は評議員会の議決によって行う。